

# 国民健康保険の届出を忘れずに

国民健康保険係 ② 1 1 6

平成19年度を迎えてから1か月が過ぎましたが、今まで勤めていた会社を退職し、健康保険がなくなってしまう方は**国民健康保険への加入**、また、国民健康保険に加入していた方が就職して会社等の健康保険に加入した場合は、**国民健康保険からの脱退**が必要になります。会社や健康保険組合からの連絡はありませんので、必ず

届出をしてください。特に国民健康保険に加入する方は、しばらく期間をおいて届出をした場合でも、加入日と保険料は他の健康保険を喪失した日までのばりましますのでご注意ください。同じ世帯のだけに、次のようなことがあてはまる時は、その都度必ず14日以内に届出をしてください。

## 国保に入るとき

こんなとき	手続きに必要なもの
・他の市区町村から転入してきたとき	印鑑、他の市区町村の転出証明書
・会社の健康保険をやめたとき	印鑑、会社の健康保険をやめた証明書
・会社の健康保険の被扶養者からはずれたとき	印鑑、被扶養者からはずれた証明書
・子どもが生まれたとき	印鑑、保険証、母子健康手帳
・生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止決定通知書

## 国保をやめるとき

こんなとき	手続きに必要なもの
・他の市区町村に転出するとき	印鑑、保険証
・会社の健康保険に入ったとき	印鑑、国保と会社の健康保険の両方の保険証（保険証未交付のときは加入したことを証明するもの）
・会社の健康保険の被扶養者になったとき	印鑑、保険証
・国保の被保険者が死亡したとき	印鑑、保険証
・生活保護を受けるようになったとき	印鑑、保険証、保護開始決定通知書

## その他

こんなとき	手続きに必要なもの
・退職者医療制度の対象になったとき	印鑑、保険証、年金証書
・町内で住所が変わったとき	印鑑、保険証
・世帯主や氏名が変わったとき	
・世帯を分けたり、一緒にしたとき	印鑑、本人を証明できるもの（運転免許証、納税通知書等）
・保険証をなくしたときや汚して使えなくなったとき	

## 人生の節目には国民年金の種別変更を

国民健康保険係 ② 1 1 7

20歳から60歳になるまでの40年間は全員が国民年金の被保険者です。職業などにより、加入の種別は次の3つに分かれます。

第1号被保険者 自営業者や無職の方など  
第2号被保険者 会社員や公務員

第3号被保険者 会社員等の被扶養配偶者

結婚や就職などにより加入の種別が変わるときは年金の届出が必要です。届出の遅れが2年を過ぎた期間は未納期間となってしまうのでご注意ください。届出忘れや納め忘れから年金が受けられないということがないように、自分の年金は自分で守りましょう。次のようなときは、自分が国民年金の第何号被保険者なのか、確認してください。

20歳になったとき  
就職したとき  
退職したとき  
結婚したとき  
離婚したとき  
第3号被保険者の配偶者（夫）が転職したとき  
厚生年金・共済組合加入者の扶養からはずれたとき

### 手続きに必要なもの

健康保険資格喪失証明書、離職票、退職証明書、年金手帳、会社の保険証など

## 児童手当制度のご案内

国民健康保険係 ② 1 6 0

児童手当は、小学校修了前の児童を養育している方に支給されます（所得制限あり）。なお、3歳未満児の手当額については、平成19年4月1日から出生順位にかかわらず一律1万円となりました。

### 支給額（月額）

3歳未満 1万円  
3歳以上  
第1子・第2子 5,000円  
第3子以降 10,000円  
（申請日の翌月分から支給）

## 所得制限限度額表（18年中の所得）

扶養親族等の人数	国民年金加入者	厚生年金加入者
0人	460万円未満	532万円未満
1人	498万円未満	570万円未満
2人	536万円未満	608万円未満
3人	574万円未満	646万円未満
4人	612万円未満	684万円未満
5人	650万円未満	722万円未満
6人以上	1人増すごとに38万円加算	1人増すごとに38万円加算

ここでいう所得とは、収入から必要経費（給与所得控除等）を差し引き、さらに8万円引いた額です。

## パパ・ママ応援ショップ 募集

子育て家庭への特典を考えたいだけませんか？

埼玉県では、協賛店舗による子育て家庭（中学生までの子どもを持つ家庭および出産予定家庭）を対象とした優待制度を実施します。

協賛の内容 優待カードを提示したお客様に特典サービスを実施していただきます。

特典内容 代金割引、ポイント追加、無料サービスなどの特典を、協賛店舗で自由に決めていただきます。

申・国民健康保険係 ② 1 2 8 または埼玉県福祉部少子政策課 ⑧ 3 0 3 3 4 3

## ご存じですか？ 小児初期救急医療

■ 保健センター  
720 5000

夜間に子どもが突然の病气やけがなどをしたときに対応するため、桶川北本伊奈地区では、18年10月から小児初期救急医療体制をとっています。お子さんの急な病气やけがなどの際にご利用ください。

また、お子さんの健康管理には、日ごろの備えも大切です。かかりつけ医をもち、体調の悪いときや休みの前などに心配なときは早めに受診し、相談しましょう。

診療日 毎週月～金曜 土・日曜、祝日、年末年始（12月

## 「PROTECTING HUMAN DIGNITY」

守ろう人間の尊さを

5月は『赤十字運動月間』です。  
5月8日は『世界赤十字デー』です。  
(赤十字の創立者アンリー・デュナンの誕生日)

赤十字は皆様から寄せられた社資（活動資金）により、災害救護活動・国際救援活動・救急法等講習事業・血液事業・医療事業などさまざまな活動を展開しています。

日本赤十字社埼玉県支部  
伊奈町分區

## 町税等の納期のお知らせ

納付は納期限までにお忘れなく

納付期限 5月31日

軽自動車税 全期  
固定資産税 1期

納期内の納付にご協力ください。

町税等の納付は、便利な口座振替をご利用ください。口座振替申込書は、納付書に綴られているほか、役場収税課窓口にあります。通帳・通帳使用印をご持参のうえ、役場収税課または取扱金融機関でお申し込みください。

口座振替の開始は、申込月の翌月末以降の納期分からとなります。

■ 収税課 ☎2143

29日～翌年1月3日）を除く  
診療時間 20時～22時  
診療医療機関 桶川北本伊奈地区の医療機関が在宅当番医（輪番）制で実施するため、診療日によっては町外の医療機関が当番医となります。  
当番医療機関 伊奈町消防本部・署 ☎722 8111  
お問い合わせください。当番医療機関を紹介します。  
診療内容 子どもの急患に対する応急処置  
その他 夜間の診療となるため、会計等の取り扱いが異なります。（健康保険証はお持ちください）  
また、受診前に当番医療機関への電話連絡をお勧めします。  
■ 保健センター ☎720 5000

## 5月31日は 自動車税の納期限です

自動車税はコンビニでも納められます。

忘れずに、5月31日までに納めましょう。

■ 上尾県税事務所

☎772-7111



商業統計調査は、日本の商業の実態を明らかにするために、全国の商業（卸売業・小売業）を営むすべての事業所（店舗）を対象に実施します。

5月下旬から調査員が伺いますので、ご協力をお願いします。

■ 企画課 ☎2213

卸売・小売業  
を営む皆様へ  
商業統計調査  
にご協力を  
調査日は  
6月1日です

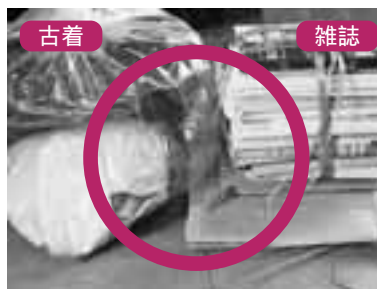
## 前回(16年)調査に おける伊奈町の実態

	事業所数	従業員数	年間商品販売額(万円)	売場面積(m <sup>2</sup> )
卸売業	66	797	9,760,218	0
小売業	169	1,198	2,409,794	18,978
合計	235	1,995	12,170,012	18,978

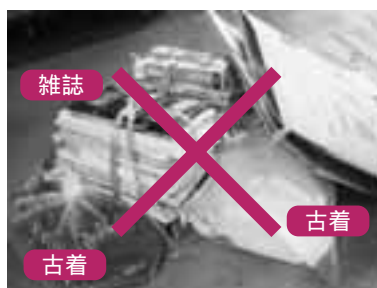
平成16年商業統計調査より抜粋



## 【正しい例】



## 【悪い例】



4月から「古着・古布」の収集業務が始まりました。「古着・古布」と「古紙」は、同じ日時（月2回）に集積場所に出されていますが、それぞれ別の回収車で収集を

行うため、古紙の束（新聞・雑誌・ダンボール）と古着袋を重ねずに、分けて集積場所に出してください。

■ 環境対策課 ☎2253

「古着・古布」「古紙」の出し方について